



アクセス警告方式と ブロッキングの必要性について

2018年8月30日

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)

代表理事 後藤 健郎



「アクセス警告方式」について



「アクセス警告方式」の提案に対し、通信の秘密に関する合意を、契約約款に基づく事前の包括同意で有効とする考え^(※1)であると理解するとともに、対策のひとつとして推進していくべきと考えている。

ただし以下の点で限界があると思われる。

- 「利用者が、一旦契約約款に同意した後も、随時、同意内容を変更できる（設定変更できる）契約内容であって、そのことについて利用者に相応の周知が図られ」る必要があるとの整理。
 - 「違法アップロードされたコンテンツを見たい」と希望するユーザーはそれを外すことができ、それにより違法コンテンツが流通することを肯定する制度だけでは権利者としては了承できない。
 - そもそも特定のユーザーによるアクセス警告対象の海賊版サイトへのアクセス希望を把握しつつ、変更依頼に基づき当該海賊版サイトへの接続サービスを提供することも問題であると考える。

1 平成26年7月 総務省情報流行政局情報セキュリティ対策室課長補佐平松寛代「情報セキュリティ対策における『通信の秘密』について」 https://www.jaipa.or.jp/event/oki_ict2014/140703_hiramatsu.pdf



ブロッキングの必要性について

「アクセス警告方式」には一定の効果はある。しかし侵害を止められない場面は現実に存在しており(また、匿名性を保証する技術の登場により、今後はさらに深刻化する可能性が高いことから)、その他の対策と並行し、ブロッキングも対策の1つとして制度化すべきである。

●原告・対象サイト

- 「ブロッキング請求権」者は、著作権者、著作隣接権者および第二号出版権者
- ブロッキング対象(主として海賊版コンテンツを拡散する目的で開設されており、著作権等を明白に侵害するコンテンツ等が相当数存在するものと認められるウェブサイト等)であることの立証が必要。
 - その立証のためには複数権利者による共同訴訟の提起が結果的に必要となると想定される。 ※CODA会員についてはCODAが取りまとめ。
- なお、対象となるサイトは「国内のサイトであることが明らかであることを除く」

●多数のアクセスプロバイダに効果を及ぼす仕組み

- 全てのプロバイダを対象とすることは事実上難しいため、1社を選んで訴訟を提起し、裁判所が1社にブロッキングを命じた場合など、その他のプロバイダがブロッキングをすることに合理的な理由がある場合には通信の秘密を侵害しないことを担保する仕組み。